

《資料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例

■野田市地域福祉計画審議会委員名簿

■用語集

野田市地域福祉計画審議会設置条例

平成15年9月30日野田市条例第92号
改正 平成24年7月13日条例第18号
平成28年7月29日条例第21号
令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障がい者団体を代表する者
- (4) 未就学児の保護者を代表する者
- (5) 子ども会育成団体を代表する者
- (6) 母子寡婦福祉会を代表する者
- (7) 商店街連合会を代表する者
- (8) ボランティア団体を代表する者
- (9) 福祉事業所を代表する者
- (10) 公益社団法人シルバー人材センターを代表する者
- (11) 商工団体を代表する者
- (12) 民生委員児童委員を代表する者
- (13) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (14) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (15) 学識経験者

- (16) 関係行政機関の職員
- (17) 公募に応じた市民
- (18) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

野田市地域福祉計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	任期	選出区分	備考
三澤 朋宏	令和元年6月4日から 令和2年9月30日まで	自治会を代表する者	
須賀田 貞彦	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	高齢者団体を代表する者	
石井 芳子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	障がい者団体を代表する者	
幡野 喜志子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	障がい者団体を代表する者	
松村 由貴	平成31年4月1日から 令和2年9月30日まで	未就学児の保護者を代表する者	
石神 勢津子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	子ども会育成団体を代表する者	
江原 正子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	母子寡婦福祉会を代表する者	
岡安 誠人	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	商店街連合会を代表する者	
瀬能 千恵子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	ボランティア団体を代表する者	
岡田 さおり	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	福祉事業所を代表する者	
小俣 文宣	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	福祉事業所を代表する者	
谷田貝 多吉	令和元年6月25日から 令和2年9月30日まで	公益社団法人シルバー人材センター を代表する者	
永田 和子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	商工団体を代表する者	
山中 邦枝	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	民生委員児童委員を代表する者	副会長
渡辺 隆	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会 を代表する者	会長
金本 秀之	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	一般社団法人野田市医師会を代表する者	
小林 恵一	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	学識経験者	
荒木 なおみ	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	関係行政機関の職員	
堀越 秀樹	平成31年4月1日から 令和2年9月30日まで	関係行政機関の職員	
山本 由紀子	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	関係行政機関の職員	
市川 厚	令和元年10月1日から 令和3年9月30日まで	公募に応じた市民	
鈴木 弘子	令和元年10月1日から 令和3年9月30日まで	公募に応じた市民	

え

・NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体をいう。一般的には、法人格の無い市民活動団体やボランティアグループなども含めてNPOと呼ばれる。

NPO法人は、特定非営利活動促進法の規定によって成立した団体のことで、正式には特定非営利活動法人という。

け

・ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

こ

・子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいう。

制度の主な事例として、地域型保育給付により、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応することや、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。また、地域の実情に応じた子ども・子育て支援として、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業を実施する。

・コミュニティ

生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人と家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った開放的で構成員相互に信頼感のある集団のことである。(国民生活審議会より参照)

・コミュニティビジネス

高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境・資源の保全、商店街活性化など、地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、市民自らが主体的に、地域の人材やノウハウ、施設、資金などを活かして、継続的に事業を行うビジネスの手法で解決してゆくことで、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化を目指すビジネスである。

し

・シティプライド

子どもたちから大人たちまでみんなが自分たちの街に誇りを持つことで、それが街を元気にするとともに美しくすることである。

・児童虐待防止対応マニュアル

近年社会問題となっている児童虐待問題について、関係機関相互の連絡ネットワーク

を活用して、虐待を未然に防ぐとともに、児童虐待の早期発見により、被虐待児童の生命・身体に及ぼされる被害を最小限に食い止め、かつ再発防止に努めることを目的に作成したもの。

- ・市民活動支援センター

NPO及び福祉を推進するボランティア団体等の育成及び活動の充実並びにこれらの福祉活動の連携を図るため、情報の収集や活動場所の提供などのため総合福祉会館内に設置されている。

せ

- ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象とし、判断能力が十分でない人が、財産の取引等の各種手続や契約を行う時に、不利な契約を結ばされることのないよう、裁判所が選ぶ成年後見人等が法律面や生活面で支援を行うことで本人の権利や財産を守ることを目的とした制度である。

- ・地域福祉活動計画

社会福祉協議会において策定された、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体等の地域における自主的・自発的な福祉活動をどう進めるかについて具体的に定めた行動計画である。

- ・千葉県地域福祉支援計画

社会福祉法第108条において、市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画である。

に

- ・日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業である。

の

- ・野田市エンゼルプラン（子ども・子育て支援事業計画）

1999年「少子化対策推進基本方針」が定められ、これに基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（2000～2004年度）が策定された。

その後、次世代育成支援対策推進行動計画の内容から、現プラン（2020～2024年度）では、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育、保健医療体制、地域や学校の環境、さらには仕事と子育て両立のための雇用環境整備など幅広い計画となっている。

- ・野田市障がい者基本計画

平成5年に策定された新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライ

ゼーション」の理念を継承するとともに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策への一層の推進を図るため、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間に講ずべき障がい施策の基本的方向について定めた計画である。

- **野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱**

市が設置運営する福祉サービス提供施設に係る苦情の解決に適切に対応し、利用者の利益の保護及びサービスの信頼性を確保するための仕組みを定めたもの。

- **ノーマライゼーション**

障がい者や健常者であることを問わず、同じ条件で生活を送ることができる社会にしていこうという営みのすべてをノーマライゼーションといい、障がい者が普通に生活ができるような環境をつくることを目的としている。

は

- **バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ほ

- **防火対策推進協力者**

ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等の指導的立場で、住宅防火を推進している者である。

- **ポータルサイト**

インターネットのホームページで情報を検索する場合、まず最初に訪れる総合案内ページ。市のホームページ上に福祉情報ポータルサイトを設け、福祉サービスに関する様々な情報を提供できるようなシステムである。

- **ボランティアコーディネーター**

ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、相談相手となったり、活動しやすい環境を整えたりとボランティア活動の発信、受け入れ、調整等を行う人である。

り

- **リハビリテーション**

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人類的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方を包括したものである。

野田市地域福祉計画

【第3次改訂版】

発行 野田市
編集 野田市保健福祉部生活支援課
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
TEL 04-7125-1111 (代表)
<http://www.city.noda.chiba.jp/>